



平成30年2月6日

内閣府（防災担当）

「平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による激甚災害に適用している中小企業信用保険法の災害関係保証の特例期間を1年間延長する政令を本日（2月6日（火））の閣議において、以下のとおり決定しました。

I 政令の概要

平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨により被害を受けた福岡県朝倉市及び朝倉郡東峰村の中小企業に関する特別の助成として講じている中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条）について、被災中小企業者等の復旧のための資金需要が引き続き見込まれることから、適用期間を1年間延長し、平成31年2月9日までとします。

○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の概要

被災中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行います。

II 今後の予定

2月9日（金） 公布・施行（予定）

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 武藤、玉田、南雲

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）